倫理審査委員会　概要

日　時：令和８年７月１３日（月）　１５時００分～１６時００分
場　所：第二会議室
出席者：鈴木臨床研究部長（委員長）、三方副院長（副委員長）、木村事務部長、
　　西村看護部長、平野薬剤部長、角田委員（外部）、村山委員（外部）
欠席者：なし
書　記：北野庶務班長

議　題

（１）審議案件①
　受付番号：R8-4
　課 題 名：市販食品摂取による MRCP 画像変化の探索的研究
　申 請 者：放射線科　診療放射線技師　原田　堇
　結　　果：条件付承認
　付　　記：緑茶（低濃度）、緑茶（高濃度）の定義を明記すること。
　　同意撤回書の様式を明示し、研究計画書に説明を追記すること。

　審議案件②
　受付番号：R8-5
　課 題 名：Lactiplantibacillus plantarum YIT 0132（LP0132）含有発酵
　　果汁飲料の小児アトピー性皮膚炎に対する実施可能性および
　　臨床指標への影響を検討するランダム化 2 群 2 期クロスオー
　　バー型パイロット研究
　申 請 者：小児科　臨床研究部長　鈴木　修一
　結　　果：条件付承認
　付　　記：アセント文書のふりがなを正しく修正すること。
　　同意撤回書の様式を明示すること。

　審議案件③
　受付番号：R8-6
　課 題 名：小児ナッツ類アレルギーにおける口腔内マイクロバイオーム
　　と経口負荷試験反応性の関連に関する探索的研究―ピーナッ
　　ツアレルギーを中心としたパイロット研究―
　申 請 者：小児科　臨床研究部長　鈴木　修一
　結　　果：条件付承認
　付　　記：同意撤回書の様式を明示すること。

（２）下志津病院倫理審査委員会運営規程の改正について
　本部の内部監査において指摘されたもの。
　「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、委員会構成及び委員会成立要件を改正する。
　倫理審査委員会運営規程新旧対照表（案）を資料 P3～P4、倫理審査委員会運営規程改正後全文（案）を P5～11 により説明。
　（村山委員）第４条第３項の「委員会は、・・・・、病院職員１名以内及び・・・
　　をもって組織する」は前述の職名（副院長等）以外に「病院職員」

１名を必ず委員の構成に含める表現に思える。
（庶務班長）「病院職員１名」は今は任命していない。「１名以内」なので置かない事が出来ると考えていた。条文をあらためて検討する。
（副院長）Web 参加が可能なことも規程に明記した方が良いのではないか。
（事務部長）規程に同意撤回書の様式も入れる必要がある。

（３）その他
・下志津病院倫理指針適合性に係る自己点検のためのマニュアルの作成については、今月中に案を作成するので、次回（９月）の委員会でご審議いただきたい。

・令和８年１１月１６日（月）１５時００分から開催予定であった第４回倫理審査委員会は令和８年１１月９日（月）１５時００分からに変更する。

以 上